

序説 先進諸国の対発展途上国貿易政策

著者	山澤 逸平
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	400
雑誌名	先進諸国の対発展途上国貿易政策
ページ	3-7
発行年	1990
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00013657

序説 先進諸国の対発展途上国貿易政策

本プロジェクト全体のタイトルは、故H・G・ジョンソン教授の類似の題名の名著、*Economic Policies Towards Less Developed Countries*, Brookings Institution, Washington D.C., 1967 (小島清監訳、大畑弥七訳『南北問題の経済学』ダイヤモンド社、1972年)を思い起こさせる。1960年代初め、ケネディ大統領の提案になる「国連開発の10年」宣言が採択され、64年ジュネーブで、第1回国連貿易開発会議 (UNCTAD) が開催されたばかりであった。会議では、発展途上国の開発を促進するための国際的枠組み作りが叫ばれ、発展途上国産品の輸出促進の必要性が強調された。そこで提案されたのが、工業品輸出促進のための一般特惠関税制度と、一次産品輸出のための国際商品協定と輸出収入補償融資の二つであった。このような発展途上国側の要求に対して、アメリカ政府や一般市民がどう考えたら良いかの指針になるように書かれたのが、前掲書である。ジョンソン教授は、それらの要求が自由貿易論に反するとして切り捨てるのではなく、保護主義アプローチを警戒しながらも、発展途上国の輸出機会の改善の必要性を強調した。

本プロジェクトはそれから20年以上を経てからの展望である。その間いろいろの変化が生じている。第1に、発展途上国自体が多様化している。すでに工業化をある程度達成した新興工業国 (NIEs) が現れており、他の発展途上国とは異なった扱いを受けるようになっていく。新興工業国からの工業品輸出が、先進国の国内産業を脅かす存在になっているからである。他方未だ工業化も始まらない、一定所得水準以下の発展途上国(最貧国, LLDCと呼ばれる)に対しては、寛大な特別措置が取られている。

第2に、貿易自由化措置と並行して、保護貿易措置も増えてきた。GATTのケネディ・ラウンド (1962~67年)、東京ラウンド (73~79年) を通じて、先

進国の関税率水準は大幅に引き下げられたが、代わって輸出自主規制や反ダンピング提訴のような輸入抑制措置が取られるようになった。これらはGATTルールに違反しているわけではない。前者はGATTルールに合致はしないが違反と判定されたことはない灰色措置であり、後者はGATTルールで認められてはいるが、その運用の手続きが保護主義的であると非難されている。いずれも前掲の新興工業国がその対象となることが少なくない。

第3に、先進国の経済状態もさまざまで、通商政策の取り方も一様ではない。本プロジェクトで対象とするのは、日本、アメリカ、ECの3先進国である。ECは12カ国の集合体だが、周知のようにその域外貿易政策はEC委員会が各国に共通のものを定めているので、1国として扱おう。その3国がそれぞれユニークな経済問題を抱えている。日本は巨額の貿易黒字を抱えて、輸出から内需への転換・経済構造調整・各種の市場開放措置を通じた輸入拡大策をとっている。アメリカはその逆で、日本の貿易黒字を上回る巨額の貿易赤字の持続に悩んでいる。輸入増大に過敏になっているとともに、主として二国間交渉に頼って、輸出促進に懸命である。アメリカの産業の競争力強化を積極的に助成して、輸出促進に結びつけようとする戦略的貿易政策の主張まで聞かれる。

他方ECは、ギリシャ、スペイン、ポルトガルという新興工業国を加盟させ、さらに1992年末に単一ヨーロッパ市場完成を目指して、内部調整に大わらわであり、対域外貿易政策の足並みがどのように揃えられるか、見通しも定かでない。

第4に、商品貿易だけでなく、各種のサービス貿易や外国直接投資も活発になった。先進国企業の多国籍化が進行して、企業内貿易や企業間の業務提携・技術協力も盛んである。通商政策の対象にはこれらサービスや企業活動を含めなければならないが、他方企業活動のグローバル化につれて、各国政府の政策が及ばぬ部分が出てきたことも事実である。

第5に、現在GATTのウルグアイ・ラウンドが進行中であり、多角的自由貿易ルールの強化が図られている。その結果次第で各国の通商政策も修正さ

れよう。

これらが20年間の変化である。本プロジェクトは、進行中の政策環境変化の中での展望作業である。日本、アメリカ、ECの分析のそれぞれが共通してこの変化に立脚しなければならない。

3国それぞれの対発展途上国通商政策は第1～3部を読んで頂かなければならないが、ここではそれぞれに共通して現れる政策スタンスを指摘しておきたい。

第1に、各国の対発展途上国通商政策も複雑化して、単純な南北問題アプローチでは整理しきれない。対発展途上国という前に、通商政策そのものの位置付けが各国で違う。日本の通商政策論の焦点は、日本の輸入が増えたか否か、そのために通商政策はどのような役割を演じたか、に尽きよう。日本の通商政策には、1970年代初めから、輸入促進が一つの柱として加えられ、先進国、発展途上国を問わず、関税引下げ(GATT東京ラウンドを上回る)、種々の非関税障壁の撤廃、輸入手続きの簡素化などの市場開放措置が実施されてきた。加えて数度の急速な円高化(73, 78, 86～87年)が製品輸入急増の直接のきっかけになっている。とくに86～87年の円相場2倍高化は、内需振興マクロ政策とあいまって、国内産業調整、生産の海外移転を促進した。日本の製品輸入は86～88年間に金額で74%増加した。88年の製品輸入の30%強は発展途上国からである。輸入急増品にはアジア諸国からの繊維品も含まれ、国内業者による輸入制限要求も強いが、日本は多角的繊維取決め(MFA)による輸入制限措置を取っていない。牛肉とオレンジの輸入も1991年には自由化され、米その他の残存する輸入制限も徐々に緩和されよう。しかし政策意図通りに大きな輸入国日本が実現するかと見守るアメリカ、EC、近隣アジア諸国の目は厳しい。

アメリカの通商政策スタンスは、1980年代を通じて拡大・持続した経常収支赤字と対外債務累積への懸念に強く影響されている。繊維、鉄鋼、電気製品など競争力が低下した製造業分野では、MFAや輸出自主規制の要請で輸入

が抑制されており、アジア、ラテンアメリカ、ヨーロッパのNIEsもその対象となっている。他方、ハイテク産業やサービス、知的所有権問題では、外国市場アクセスを改善して輸出拡大につなげるべく、GATTウルグアイ・ラウンド交渉や二国間交渉の場で強く要求している。これには日本、ECと並んで、NIEsも対象となっている。GATT交渉には前者の自由化も含まれるが、その成否は後者の交渉での成否に密接にかかわっている。

他方ECの通商政策論は、12カ国に共通域外通商政策を生み出す仕組みそのものにかかわっている。農業でも、繊維産業でも12カ国の利害は決して一様ではなく、域内の政策措置を統一し、共通域外通商政策に足並みを揃えることは容易でない。1992年単一ヨーロッパ市場の形成は、EC委員会が不退転の決意で推進しているものである。単一ヨーロッパ市場形成そのものは、域内競争の一層の激化と大規模経済の実現を通じて、EC全体の購買力を増し、長期的に域外貿易相手国にも輸出機会の拡大をもたらすことは十分期待できる。しかしその経過措置として、域外からの競争を抑制してほしいとの要求が出され、それが「ヨーロッパ要塞」になってしまうのではないかという懸念が、域外国・企業の間ではぬぐい去られていないのである。

第2に、そうは言っても、各部の執筆者の新興工業国に対する政策スタンスは総じて前向きである。1978年、OECD（経済協力開発機構）はいわゆる新興工業国レポート（*The Impact of Newly Industrializing Countries on the Pattern of World Trade and Production in Manufacturing*, OECD, Paris. 大和田恵朗訳『OECDレポート・新興工業国の挑戦』東洋経済新報社、1980年）を発表した。そこでは11の発展途上国（韓国、台湾、香港、シンガポール、ブラジル、メキシコ、コロンビア、スペイン、ギリシャ、ユーゴスラビア、トルコ）を、すでに輸出の工業化を達成した新興工業国と名づけ、新興工業国の急速な追上げとOECD市場への侵害を指摘した。しかし、それ以上にOECD諸国から新興工業国向けの輸出が急増し、先進国の成長の下支えとなったことを強調した。そして、先進国としては新興工業国からの輸出を制限するよりも、その潜在成長力を活用するように説いたものである。この姿勢は本プロジェクトの各章

の執筆者にも共通している。そこではアメリカ、日本、ECの新興工業国に対する規制措置が紹介されるが、執筆者はいずれも批判的に書いている。基本的には、先進国と新興工業国との共存共栄の道を探っているのである。

第3に、GATTのウルグアイ・ラウンドの行方は、各章の展望に影響している。日本、アメリカ、ECともウルグアイ・ラウンドを失敗させたくない。より正確には、それに非協力で失敗させたとの批判を受けたくない。問題はウルグアイ・ラウンドにどの程度所期の自由貿易ルールの強化が盛り込まれるかである。農業政策の改善も、MFAのGATTルールへの差戻し、輸出自主規制措置の撤廃も、すべてこの点にかかっているのである。

かつて発展途上国の対先進国通商政策要求の舞台であったUNCTADは、著しく縮小した。その主要な柱の一つであった一般特惠関税は、いずれの章でもあまり高い評価を受けていない。むしろ通商政策形成の場は、GATTに移っていると考えられる。ウルグアイ・ラウンドでは、発展途上国も積極的に参加して、応分の自由化努力をすることが求められている。

ウルグアイ・ラウンドの一つの成果として、各国の通商政策レビューが実施されている。1989年はアメリカが、90年は日本とECの通商政策レビューの結果が公表され、広くいろいろの見地から吟味されよう。本プロジェクトは、政府から独立した中立的なエコノミスト・グループによる主要3カ国の通商政策レビューの試みであり、進行中の通商政策論争の一助になれば幸いである。